

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月22日（令和6年（行情）諮問第169号ないし同第171号）及び同年3月27日（同第336号）

答申日：令和6年6月14日（令和6年度（行情）答申第143号ないし同第145号及び同第150号）

事件名：通達一覧表の一部開示決定に関する件

通達一覧表の一部開示決定に関する件

通達一覧表の一部開示決定に関する件

「通達一覧表」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、本件対象文書を特定したこと及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年8月29日付け防官文第12814号、平成30年3月5日付け同第2725号、同年8月31日付け同第13910号及び平成31年3月8日付け同第3800号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるもので

ある。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア 上記（1）アのとおり。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ及びエ 上記（1）ウ及びエのとおり。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 上記（1）オのとおり。

(3) 審査請求書3 (原処分3について)

ア 不開示決定の取消し (他にも文書が存在するものと思われる)。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室)は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」(表紙から22枚目)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定(かつその事実の隠蔽)であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 上記(2)イのとおり。

ウ及びエ 上記(1)ウ及びエのとおり。

オ 上記(2)オのとおり。

カ 上記(1)オのとおり。

(4) 審査請求書4 (原処分4について)

ア 上記(3)アのとおり。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 上記(1)ウのとおり。

エ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。

オ 上記(1)オのとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成29年8月29日付け防官文第12814号、平成30年3月5日付け同第2725号、同年8月31日付け同第13910号及び平成31年3月8日付け同第3800号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月、約5年11か月、約5年4か月又は約4年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、

本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

アないしウ 上記(1)アないしウのとおり。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。

オ及びカ 上記(1)エ及びオのとおり。

(3) 原処分3について

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ及びウ 上記(1)イ及びウのとおり。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ及びカ 上記(1)エ及びオのとおり。

(4) 原処分4について

ア 上記(3)アのとおり。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 上記(1)ウのとおり。

エ 上記(3)エのとおり。

オ及びカ 上記(1)エ及びオのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和6年2月22日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第169号ないし同第171号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年3月8日 | 審議（同上） |
| ④ 同月27日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第336号） |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ 同年4月19日 | 審議（同上） |
| ⑦ 令和6年6月10日 | 令和6年（行情）諮問第169号ないし同第171号及び同第336号の併合、
本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書2ないし文書6の紙媒体の特定及び本件対象文書の不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、下記3（2）のとおり、別表の番号4及び5に掲げる不開示部分は開示し、その余については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（文書2ないし文書6の紙媒体の保有の有無）及び別表の番号4及び5に掲げる不開示部分を除く不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（文書2ないし文書6の紙媒体の保有の有無）について

（1）文書2ないし文書6の作成方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、文書2ないし文書6については、発簡した文書に関する情報を、表計算ソフトを用いて順次記入し、電磁的記録として作成したものである旨説明する。

（2）そこで、当審査会において、諮問書に添付された文書2ないし文書6の写しを確認したところ、文書2ないし文書6は、発簡した文書の発簡番号、文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた表形式の文書であり、発簡された文書に関する件名等の情報が発簡されるごとに順次記入されているものであることが認められ、表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものであるとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不

合理的な点は認められない。

- (3) このような文書2ないし文書6の作成方法や様式に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、文書2ないし文書6の紙媒体を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示維持部分について

不開示維持部分は、自衛隊の運用及び通信の保全に関する情報を含む文書の件名の一部であることが認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、各時点における自衛隊の運用要領、態勢及び通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号4及び5に掲げる不開示部分について

別表の番号4及び5に掲げる不開示部分は、発簡番号及び文書日付であると認められるところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分を開示するとのことであるので、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 2017年1月1日～6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。
- (2) 2017年1月1日～12月末日間に発令された統幕長通達の一覧。
- (3) 2018年1月1日～6月末日間に発令された統幕長通達の一覧。
- (4) 2016年1月～2018年12月末日間に発令された統幕長通達の一覧。

2 本件対象文書

- 文書1 通達一覧表（平成29年1月～6月）
- 文書2 通達一覧表（平成29年1月～12月）
- 文書3 通達一覧表（平成30年1月～6月）
- 文書4 通達一覧表（平成28年）
- 文書5 通達一覧表（平成29年）
- 文書6 通達一覧表（平成30年）

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	統幕運 1 第 1 2 号, 同第 1 5 号, 同第 2 7 号, 同第 3 3 号, 同第 4 8 号, 同第 5 1 号, 同第 1 0 1 号, 同第 1 1 9 号, 同第 1 2 4 号, 同第 1 3 8 号, 同第 1 4 0 号, 同第 1 8 7 号, 同第 1 8 8 号, 同第 1 9 0 号, 同第 1 9 4 号, 同第 2 0 0 号, 同第 2 1 1 号, 同第 2 1 2 号, 同第 2 3 2 号及び同第 2 4 8 号の件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2		統幕指運第 8 号, 同第 1 8 号, 同第 2 1 号, 同第 3 9 号, 同第 4 0 号, 同第 4 1 号, 同第 4 6 号, 同第 5 1 号, 同第 6 2 号, 同第 6 9 号, 同第 7 5 号, 同第 8 7 号及び同第 9 1 号の件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信保全要領が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 2	統幕運 1 第 1 2 号, 同第 1 5 号, 同第 2 7 号, 同第 3 3 号, 同第 4 8 号, 同第 5 1 号, 同第 1 0 1 号, 同第 1 1 9 号, 同第 1 2 4 号, 同第 1 3 8 号, 同第 1 4 0 号, 同第 1 8 7 号, 同第 1 8 8 号, 同第 1 9 0 号, 同第 1 9 4 号, 同第 2 0 0 号, 同第 2 1 1 号, 同第 2 1 2 号, 同第 2 3 2 号, 同第 2 4 8 号, 同第 2 6 2 号, 同第 2 6 3 号, 同第	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

		287号, 同第300号, 同第333号, 同第334号, 同第335号, 同第371号, 同第422号, 同第450号, 同第462号, 同第526号, 同第527号, 同第528号, 同第530号及び同第560号の件名の一部	
4		「平成29年度日米共同統合演習（指揮所演習）の準備要綱について（通達）」の発簡番号及び文書日付	自衛隊と米軍の共同訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 日米共同統合演習（実動演習）の実施準備に要する期間が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
5		「平成29年度自衛隊統合演習（実動演習）の準備要綱について（通達）」の発簡番号及び文書日付	自衛隊の訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊統合演習（指揮所演習）の実施準備に要する期間が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
6		統幕指運第8号, 同第18号, 同第21号, 同第39号, 同第	自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを

		40号、同第41号、同第46号、同第51号、同第62号、同第69号、同第75号、同第87号、同第91号、同第105号、同第116号、同第127号、同第130号、同第134号、同第141号、同第162号、同第167号、同第180号、同第181号、同第182号、同第183号、同第187号、同第197号、同第199号、同第200号、同第201号、同第207号及び同第216号の件名の一部	公にすることにより、自衛隊の通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書3	「統幕運1第12号（30.1.11）」、「統幕運1第15号（30.1.12）」、「統幕運1第34号電（30.1.23）」、「統幕運1第39号（30.1.23）」、「統幕運1第54号（30.2.5）」、「統幕運1第55号（30.2.5）」、「統幕運1第159号（30.3.27）」、「統幕運1第160号（30.3.27）」、「統幕運1第164号（30.3.27）」、「統幕運1第165号（30.3.27）」、「統幕運1第171号（30.3.27）」、「統幕運1第317号（30.6.18）」及び「統幕運1第331号（30.6.26）」の件名のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8		「統幕指運第2号（30.1.10）」、「統幕指運第5号（30.1.11）」、「統幕	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自

		指運第 1 1 号 (3 0 . 1 . 1 7) 」, 「統幕指運第 1 7 号 (3 0 . 1 . 2 2) 」, 「統幕指運第 2 0 号 (3 0 . 1 . 2 4) 」, 「統幕指運第 2 5 号 (3 0 . 1 . 3 1) 」, 「統幕指運第 3 0 号 (3 0 . 2 . 1 3) 」, 「統幕指運第 3 5 号 (3 0 . 2 . 1 5) 」, 「統幕指運第 4 7 号 (3 0 . 2 . 2 8) 」, 「統幕指運第 7 4 号 (3 0 . 3 . 2 8) 」, 「統幕指運第 9 0 号 (3 0 . 4 . 1 2) 」, 「統幕指運第 9 7 号 (3 0 . 4 . 2 3) 」及び「統幕指運第 1 0 8 号 (3 0 . 5 . 2 4) 」の件名のそれぞれ一部	衛隊の通信保全要領が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
9	文書 4	統幕運 1 第 4 号, 同第 2 0 号, 同第 3 6 号, 同第 4 8 号, 同第 5 2 号, 同第 5 6 号, 同第 5 9 号, 同第 6 8 号, 同第 1 2 2 号, 同第 1 5 3 号, 同第 1 6 8 号, 同第 1 7 4 号, 同第 1 7 9 号, 同第 1 8 3 号, 同第 2 1 0 号, 同第 2 1 4 号, 同第 2 1 9 号, 同第 2 4 4 号, 同第 2 5 8 号, 同第 2 5 9 号, 同第 2 6 0 号, 同第 2 8 1 号, 同第 3 2 7 号, 同第 3 2 8 号, 同第 3 5 1 号, 同第 3 5 5 号, 同第 3 6 3 号, 同第 3 8 6 号, 同第 4 0 6 号, 同第 4 1 5 号, 同第 4 3 0 号, 同第 4 3 3 号, 同第 4 5 4 号, 同第 4 6 5 号, 同第 4 8 5 号, 同第 5 3 2 号, 同第 5 3 6 号, 同第 5 4 2 号, 同第 5 9 9 号, 同第 6 0 0 号, 同第 6 1 1	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領及び態勢が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

		号，同第643号，同第658号，同第661号，同第663号，同第665号，同第672号，同第682号，同第694号，同第696号，同第697号，同第708号，同第709号，同第718号，同第734号，同第743号，同第747号，同第748号，同第749号及び同第750号のそれぞれ件名の一部	
10		統幕指運第13号，同第22号，同第34号，同第42号，同第59号，同第109号，同第115号，同第116号，同第118号，同第124号，同第134号及び同第135号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信保全要領が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書5	統幕運1第12号，同第15号，同第27号，同第33号，同第48号，同第51号，同第101号，同第119号，同第124号，同第138号，同第140号，同第187号，同第188号，同第190号，同第194号，同第200号，同第211号，同第212号，同第232号，同第248号，同第262号，同第263号，同第287号，同第300号，同第333号，同第334号，同第335号，同第371号，同第422号，同第450号，同第	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領及び態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

		4 6 2 号，同第 5 2 6 号，同第 5 2 7 号，同第 5 2 8 号，同第 5 3 0 号及び同第 5 6 0 号のそれぞれ件名の一部	
1 2		統幕指運第 8 号，同第 1 8 号，同第 2 1 号，同第 3 9 号，同第 4 0 号，同第 4 1 号，同第 4 6 号，同第 5 1 号，同第 6 2 号，同第 6 9 号，同第 7 5 号，同第 8 7 号，同第 9 1 号，同第 1 0 5 号，同第 1 1 6 号，同第 1 2 7 号，同第 1 3 0 号，同第 1 3 4 号，同第 1 4 1 号，同第 1 6 2 号，同第 1 6 7 号，同第 1 8 0 号，同第 1 8 1 号，同第 1 8 2 号，同第 1 8 3 号，同第 1 8 7 号，同第 1 9 7 号，同第 1 9 9 号，同第 2 0 0 号，同第 2 0 1 号，同第 2 0 7 号及び同第 2 1 6 号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信保全要領が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 3	文書 6	統幕運 1 第 1 2 号，同第 1 5 号，同第 3 4 号電，同第 3 9 号，同第 5 4 号，同第 5 5 号，同第 1 5 9 号，同第 1 6 0 号，同第 1 6 4 号，同第 1 6 5 号，同第 1 7 1 号，同第 3 1 7 号，同第 3 3 1 号，同第 3 4 5 号，同第 3 5 8 号，同第 3 6 7 号，同第 4 0 0 号，同第 4 1 0 号，同第 4 1 5 号，同第 4 5 7 号，同第 4 6 7 号，同第 4 8 0 号，同第 5 0 4 号，同第 5 0 6 号，同第 5 0 7 号，同第 5 0 5 号，同第 5 1 5 号，同第 5 2 9 号，同第 5 5 0 号，同第 5 5 7 号，同第 5 6 8 号，同第 5 7 0 号，同第 5 7 1 号，同第 5 8 4 号，	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領及び態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

		同第 5 9 5 号，同第 6 4 2 号， 同第 6 8 7 号，同第 1 4 1 号， 同第 7 2 0 号，同第 7 2 2 号及 び同第 7 2 6 号のそれぞれ件名 の一部	
1 4		統幕指運第 2 号，同第 5 号，同 第 1 1 号，同第 1 7 号，同第 2 0 号，同第 2 5 号，同第 3 0 号，同第 3 5 号，同第 4 7 号， 同第 7 4 号，同第 9 0 号，同第 9 7 号，同第 1 0 8 号，同第 1 3 7 号，同第 1 5 6 号，同第 1 7 9 号，同第 2 3 0 号，同第 2 3 1 号及び同第 2 3 3 号のそれ ぞれ件名の一部	自衛隊の通信の保全に関 する情報であり，これを 公にすることにより，自 衛隊の通信保全要領が推 察され，防衛省・自衛隊 の任務の効果的な遂行に 支障を及ぼし，ひいては 我が国の安全を害するお それがあることから，法 5 条 3 号に該当するため 不開示とした。